

告 示

埼玉県告示第二百七十号

高病原性鳥インフルエンザのまん延を防止するために令和五年埼玉県告示第百六十五号（家畜等の移動及び移出の制限に関する告示）で告示した家畜等の移動及び移出を制限する区域について、次のとおり解除する。

令和五年三月十二日

埼玉県知事 大野 元裕

一 制限を解除する家畜等

鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにその死体並びに高病原性鳥インフルエンザの病原体を拡散するおそれがある物品

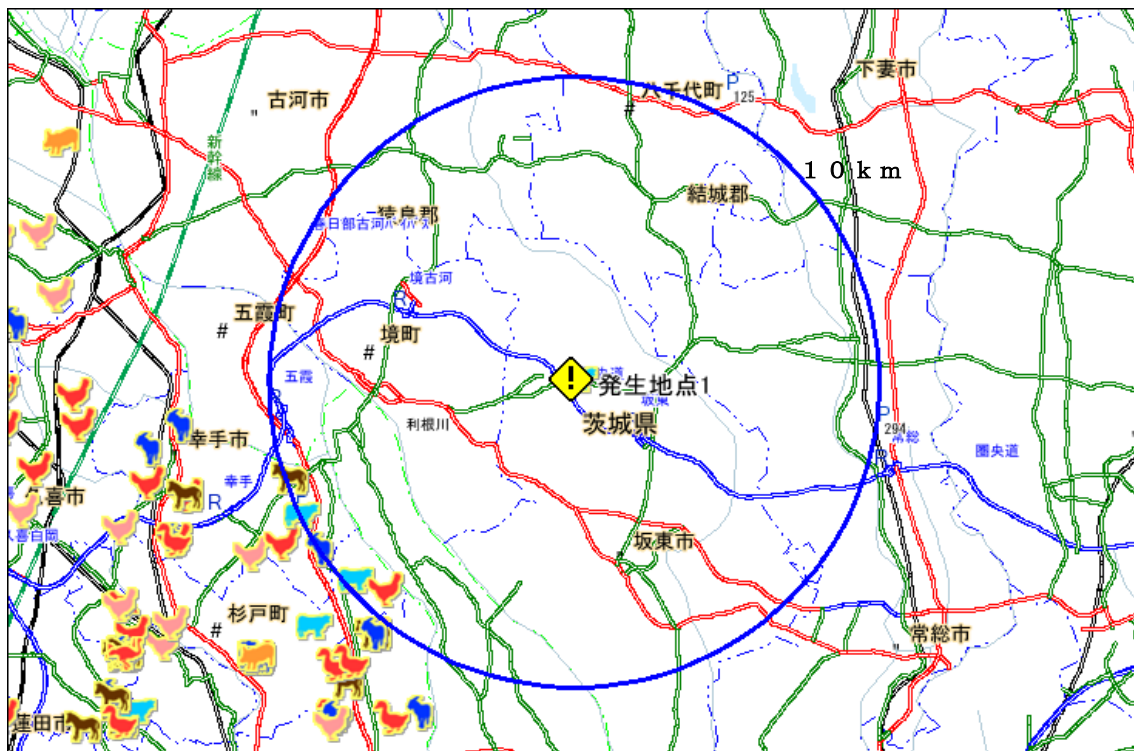
二 制限を解除する日

令和五年三月十二日

三 制限を解除する区域

別図のとおり（茨城県内の高病原性鳥インフルエンザ発生農場を中心とする半径十キロメートル以内の区域について家畜伝染病予防法第十四条第三項の規定により鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥を移動及び移出させてはならない旨を指示した区域）

別図



■ 搬出制限区域は、移動制限区域の外側で発生農場から半径 10 k m 以内の区域